

甲西高第694号  
平成30年6月7日

保 護 者 各 位

甲府西高等学校長  
(公印省略)

高等学校等就学支援金に係る手続きについて（通知）

初夏の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県立高校の授業料につきましては、標記の制度により高等学校等就学支援金支給決定通知書を受領している生徒については、就学支援金の支給により平成30年6月分までの授業料の納付が不要となっています。

7月以降の就学支援金の支給につきましては、平成30年度課税証明書の県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額（507,000円未満が対象）により可否が決定されますので、継続又は新規で申請する場合は、別添『高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書』に平成30年度課税証明書（平成29年分）を添付の上、6月26日（火）までに事務室に提出してください。

また、平成30年度課税証明書の県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が507,000円以上の場合、注意事項（裏面）の注2）及び注4）に該当する保護者の皆様についても、申請書に代えて別添『高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書』を事務室に提出するようお願いいたします。

問い合わせ先

甲府西高等学校 事務室 角田、早野  
TEL 055-228-5161

## **注意事項**

注1) 既に高等学校等就学支援金支給決定通知書を受領している生徒で親権者全員の県民税所得割と市町村民税所得割額の合算額が、平成30年度課税証明書で507,000円未満の場合は、①別紙『高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書』の「収入状況届出書（2回目以降）」の欄にレ点をつけて、必要事項を記入の上、提出してください。

注2) 既に高等学校等就学支援金支給決定通知書を受領している生徒で親権者全員の県民税所得割と市町村民税所得割額の合算額が、平成30年度課税証明書で507,000円以上の場合は、「今回は、申請・届出を行いません」にレ点をつけて、生徒の氏名を記載し提出してください。氏名以外の項目の記載や課税証明書の添付は不要です。

事務室で申請・届出の有無を確認する必要がありますので、必ず事務室に提出してください。

注3) 現時点で高等学校等就学支援金支給決定通知書を受領していない生徒で親権者全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、平成30年度課税証明書で507,000円未満の場合は、「受給資格認定申請書（初回時）」の欄にレ点をつけて、必要事項を記入の上、提出してください。

注4) 現時点で高等学校等就学支援金支給決定通知書を受領していない生徒で親権者全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、平成30年度課税証明書で507,000円以上の場合は、「今回は、申請・届出を行いません」にレ点をつけて、生徒の氏名を記載し提出してください。氏名以外の項目の記載や課税証明書の添付は不要です。

事務室で申請・届出の有無を確認する必要がありますので、必ず事務室に提出してください。

注5) 期限までに提出がない場合は、7月～来年6月分の授業料を納付していただくことになります。(授業料の納期限は、毎月20日(休日の場合は翌営業日)となります。)

なお、必要に応じて、別途口座振替の手続きをお願いすることがありますので、予めご了承ください。

ご存じですか?  
国からの授業料支援

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です(返済不要)。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 2. 対象者

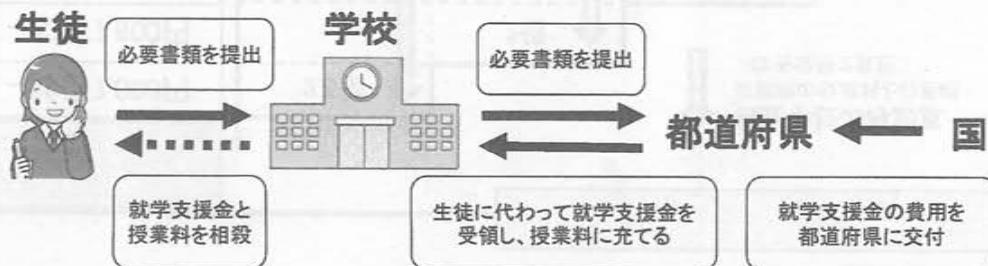
- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
- ※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
  - ・保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税得割額との合算額が50万7,000円以上の者(次ページ5参照)
  - ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
  - ・高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合別途算定)を超えた者

## 3. 支給方法

支援を受けるには、必ず申請を行ってください。

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 4. 受給するために必要な手続・提出する書類

### (1) 申請手続(入学時)

- ①申請書(進学先の高校等で配布されます)
  - ②課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類
- ※虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

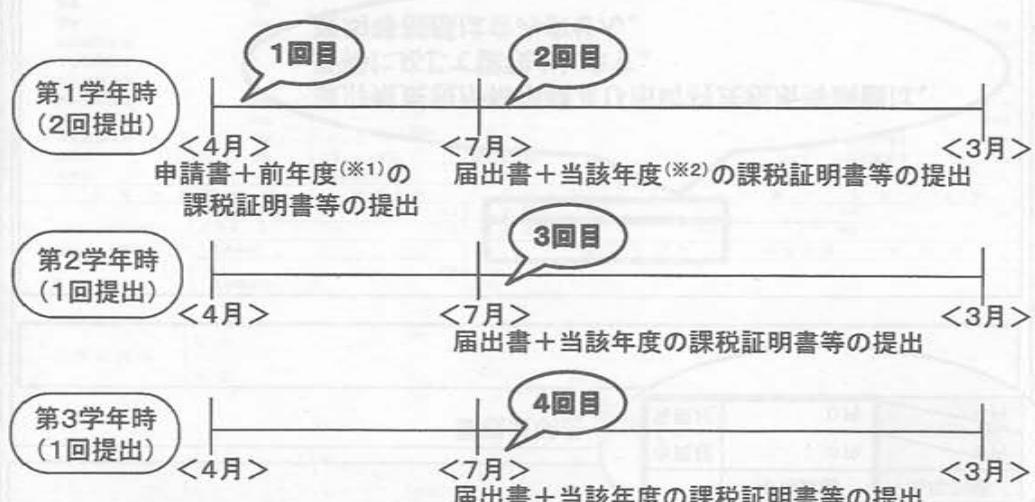
### (2) 届出手続(毎年6月~7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

- ①届出書(進学先の高校等で配布されます)
  - ②上記(1)と同様(課税証明書など)
- ①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は原則、親権者全員(例:父母がいる場合、父と母の両方)分が必要です。

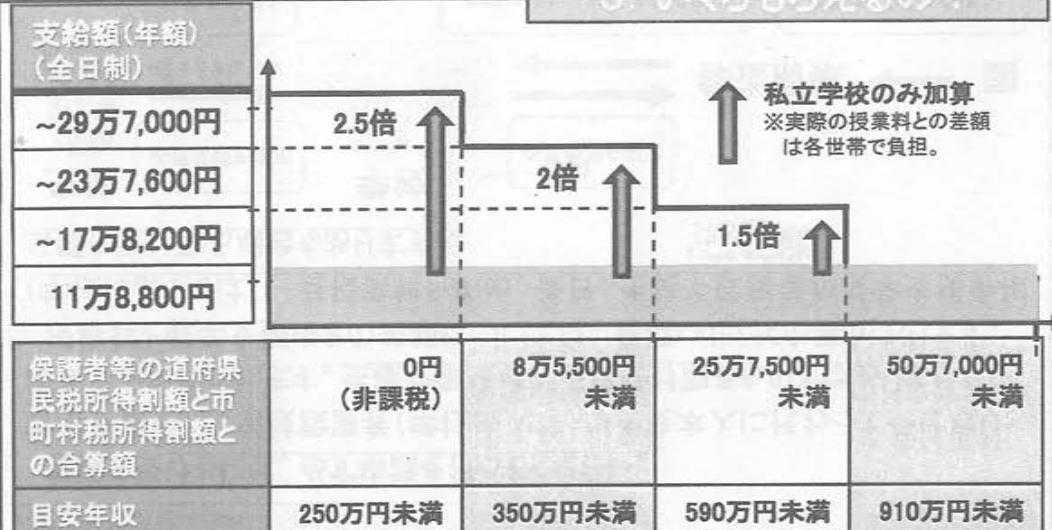
※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。また、マイナンバーを利用した申請が可能となる場合もあります。



※1 提出年度の前年度の課税証明書等

※2 提出年度の課税証明書等

## 5. いくらもらえるの？



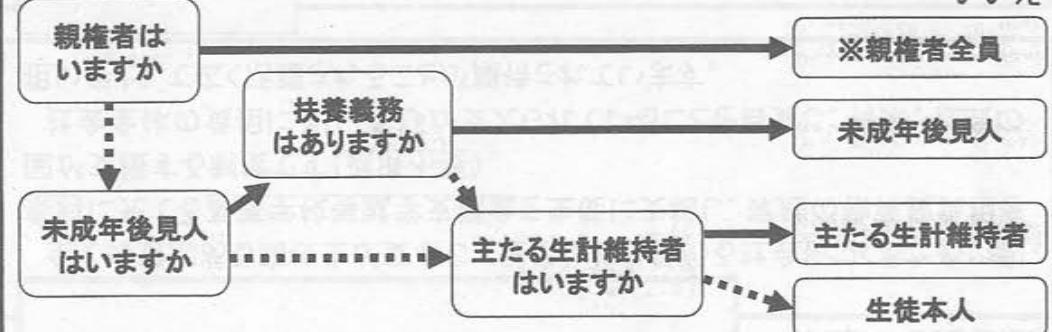
※上記年収はモデル世帯の目安です(両親の一方がサラリーマンとして勤務、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。

※受給資格の確認は、年収ではなく、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額で行います。

この額が50万7,000円以上の場合、授業料全額を負担していただきます。

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

## 6. 誰の課税証明書を提出するの？



次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。  
 ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合  
 ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等  
 詳細は、学校・都道府県に御相談ください。

## 7. 道府県民税所得割額、市町村民税所得割額とは？

CHECK!!

課税証明書	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、所得に応じて課税されます。  
 ※均等割額は含みません。

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- ・課税証明書(市町村役場、出張所で発行。形式は市町村により異なります。)
- ・県民税・市民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて6月頃に配布。)
- ・住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

※源泉徴収票では確認できません。

税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をしてください。

## 8. その他の支援制度

都道府県等では、低所得世帯の授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)を支援する『高校生等奨学給付金』(返済不要)や、独自の経済的支援を行っております。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者がお住まいの都道府県への申請が必要です。

※各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

### ■お問合せ先:

文部科学省高校修学支援室 (平日 9:30~18:15) 電話 03-6734-3578  
[ホームページ:\[http://www.mext.go.jp/a\\\_menu/shotou/mushouka/index.htm\]\(http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/mushouka/index.htm\)](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込む社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していないなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

#### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給することができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないとときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。